

# 県立高等学校の通学区域の見直しについて

## 高等学校課

平成18年6月6日の定例教育委員会において、県立高等学校全日課程普通学科の通学区域を県全域とすることを決定しました。

### 1 見直しの趣旨

従来、県立高等学校の全日課程普通学科には3つの通学区域を設定していましたが、各学校の特色化の進行に合わせて中学生の選択幅の拡大を図る必要があることや、一部の中学校で存在する通学区域の不均衡を解消する必要があることなどから、全日課程普通学科の通学区域を県全域とする見直しを行いました。

### 2 現状および課題

- (1) 普通学科各校の特色づくりに対応し、中学生の学校選択幅を拡大する必要
- (2) 同一市町内中学校における不均衡を解消する必要  
平成16年度からの市町村合併に伴う市町域の拡大により、同一市町内の中学校であっても通学区域が異なる状況が生じた。(鳥取市、湯梨浜町、琴浦町、大山町)
- (3) 同一中学校内における不均衡を解消する必要  
同一中学校に在籍する生徒であっても、居住地により通学区域が異なる現状がある。(北溟中学校)
- (4) 専門学科および総合学科の通学区域はすでに県全域化  
専門学科については昭和41年から、総合学科については平成10年から実施。

(参考) 従来の全日課程普通学科の通学区域

区 分	通 学 区 域
鳥取東高等学校 鳥取西高等学校 岩美高等学校 八頭高等学校	鳥取市、岩美郡及び八頭郡並びに東伯郡湯梨浜町のうち旧泊村の区域
倉吉東高等学校 倉吉西高等学校 鳥取中央育英高等学校	倉吉市及び東伯郡並びに鳥取市のうち旧気高郡青谷町の区域及び西伯郡大山町のうち旧中山町の区域
米子東高等学校 米子西高等学校 境高等学校	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡並びに東伯郡琴浦町のうち旧赤碕町の区域

八頭高等学校の体育コース、米子西高等学校の健康科学コースは県全域。

### 3 見直しの時期

平成19年4月 施行